実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年五月十二日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十六年六月十一日から同月十三日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年五月十二日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十六年六月十一日から同月十三日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年五月十二日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十六年六月十二日（予備、同月十三日）の〇七〇〇から二一〇〇まで
区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三七度二二分一秒　東経一三五度三九分四九秒
(イ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

実施艦等　自衛艦八隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十三号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年五月十二日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十六年五月十九日から同月二十一日（予備、同月二十二日から同月二十四日）までの間、〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三二度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十四号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年五月十二日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十六年五月二十二日から同月二十四日までの間、毎日〇六〇〇から一八三〇まで
区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十五号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年五月十二日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十六年五月二十二日から同月二十四日までの間、毎日〇六〇〇から一八三〇まで
区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。